

○経済産業省告示第十七号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第三十六条第一項第一号ただし書、第三十七条第一号ただし書、第三十八条の二第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第五十条第六号並びに液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示（平成九年通商産業省告示第二百一十一号）第五条第二項の規定に基づき、各条項号の事由及び経済産業大臣が定める期間を次のように定める。

令和三年二月五日

経済産業大臣 梶山 弘志

1 事由

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

2 経済産業大臣が定める期間

一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第三十六条第一項第一号の規定により供給設備の点検を行う期間、同令第三十七条第一号の規定により消費設備の調査を行う期間並びに同令第三十八条の二第一項及び第二項の規定により同令第二十七条各号の事項を記載した書面を配布し、当該事項を周知させなければならない期間が令和三年二月五日から同年三月三十一日までの間に終了する者は、当該期間がそれぞれの規定中「六月」とあるのは「十月」と、「一年」とあるのは「一年四月」と、「二年」とあるのは「二年四月」と、「四年」とあるのは「四年四月」とする。

二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五十条第二号から第五号までの規定により認定対象消費者についての保安業務を行う期間が令和三年二月五日から同年三月三十一日までの間に終了する者は、当該期間がそれぞれの規定中「五年」とあるのは「五年四月」と、「十年」とあるのは「十年四月」とする。

三 液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示（平成九年通商産業省告示第二百一十一号）第五条第一項第一号の規定により認定対象消費者の供給設備及び消費設備に

設置される同号の表の上欄に掲げる保安確保機器のうち令和三年二月から同年三月までの間にそれぞれ製造年月から同表の下欄に掲げる期間を経過するものは、当該保安確保機器に応じ、当該期間をそれぞれ製造年月から次の表の下欄に掲げる期間とする。

保 安 確 保 機 器	期 間
液化石油ガス用ガス漏れ警報器	五年四月
液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（Ⅰ類）	十年四月
液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（Ⅱ類）	七年四月
調整器（Ⅰ類）	十年四月
調整器（Ⅱ類）	七年四月
液化石油ガス用継手金具付高圧ホース（Ⅰ類）	十年四月
液化石油ガス用継手金具付高圧ホース（Ⅱ類）	七年四月

附 則

この告示は、公布の日から施行する。